

2025年度

全溶連 サイバー保険制度

この保険は・・・

情報漏えいやサイバー攻撃に起因する賠償損害、費用損害を補償する保険です。

①企業を取り巻く環境の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、企業を取り巻く環境は大きく変わっています。

IoTの進展

キャッシュレス化

サイバー攻撃
の増加

個人情報保護法
の改正

②増加傾向にある企業へのサイバー攻撃

中小企業の情報セキュリティ事故は交通事故の約19倍発生しています。

情報セキュリティ事故の発生率

5.7% ※1

差は
約19倍



一人あたりの年間交通事故死傷率

0.3% ※2

出典：IPA「2021年度中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査 -調査報告書-」

※1 2020年度の1年間に情報セキュリティ被害にあったか否かを聞いた設問で何らかの被害にあった企業の割合

出典：警視庁 運転免許統計
総務省 人口推定

※2 ①交通事故による死者数・負傷者数の合計368,273人
②日本の総人口124,352,000人
①の数値を②で除した数字

中小企業の約8割がウイルス対策ソフトを導入済ですが、ランサムウェア等の被害件数は増加傾向にあります。

③サイバー保険とは

情報漏えいやサイバー攻撃による事故により企業に生じた賠償責任と、事故対応等にかかる費用損害を補償する保険です。

締切日→2025年6月15日

保険期間

2025年7月1日午後4時より
2026年7月1日午後4時まで

お申込方法

上記締切日までに、保険料をお払込みのうえ、一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会あて、添付加入申込票をご送付（郵便またはFAX）ください。
※締切日以降のお申込みは、保険の開始日が7月1日とならないことがあります。
※加入者証の発送は8月中旬を予定しております。

一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会

全溶連 サイバー保険制度の特長

全溶連会員のみが加入できる保険

補償を目的とした掛け捨ての保険で、全溶連による会員のための制度です。
経営の安定のために最適です。
この保険は、一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会が保険契約者となる団体契約です。
全溶連サイバー保険制度にご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、
全溶連の会員および賛助会員に限ります。

ワイドな補償範囲

全業務を対象とします。
費用補償では、調査に関わる費用のみでなく、事故によりコンピュータシステムの損傷
または電子情報の消失、改ざん等が発生した場合に要した復旧費用も補償します。
従業員の操作ミス、書類・PCの紛失等による情報漏えい事故も補償します。

簡単な加入手続

郵便局・銀行での保険料のお払込みと、加入申込票の記入送付（FAX）だけで加入できます。

賠償損害で対象となる損害例

- ①法律上の損害賠償金→法律上の損害賠償責任に基づく賠償金
- ②争訟費用→損害賠償請求に関する争訟によって生じた費用
- ③権利保全行使費用→権利の保全および行使に必要な手続に要した費用
- ④協力費用→当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
- ⑤訴訟対応費用→訴訟が提起された場合、訴訟に関する諸費用

※保険適用地域は日本国内となります。

費用損害で対象となる損害

- ①事故対応費用→事故対応時に要した通信費用、コールセンター会社への委託費用、ネットワークの切断費用等
- ②事故原因・被害範囲調査費用→事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用
- ③広告宣伝活動費用→事故の状況説明または謝罪のための社告、会見等に要した費用等
- ④法律相談費用→事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用
- ⑤コンサルティング費用→事故に関して外部の者をコンサルタントに起用した場合の費用
- ⑥見舞金・見舞品購入費用→事故の被害を受けた者に対する謝罪のための見舞金や見舞品の購入等にかかる費用
- ⑦コンピュータシステム等復旧費用→事故によって、コンピュータシステムの損傷または電子情報の消失、改ざん等が発生した場合に要した復旧費用等

※保険適用地域は日本国内となります。

事故例

- ・サーバがサイバー攻撃を受け、パソコンが使えなくなった。
- ・従業員がメールの送付先を誤って、お客さまの情報が漏えいした。
- ・外部から公式ホームページにウイルスが仕掛けられ、そのページを閲覧した顧客のパソコンもウイルスに感染し、データが消失した。

補償の対象となる情報

次のいずれかに該当するものをいいます。

①個人情報

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定される個人情報をいい、死者の情報を含みます。

②企業情報

特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報

③上記①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報

無料で利用できるサービス

サービスを予告なく変更・中止する場合があります。

●サイバープロテクター専用コールセンター

- サイバープロテクター専用コールセンターは、サイバープロテクターの契約者および記名被保険者が、パソコン（PC）操作に関する不明点からサイバーセキュリティに関するトラブルまで、電話でお気軽にご相談できる窓口です。
- ご契約のサイバープロテクター保険期間中が利用対象です。保険期間中は、何度でもご利用いただけます。

①サービス内容	サイバー攻撃のおそれ、システムや機器の不具合など、サイバーセキュリティに関連するトラブルに対する相談に対する相談 ※必要に応じて対応アドバイスやリモートでのウイルス駆除などを行います。
②サービス対象	全浴連団体サイバー保険制度の被保険者
③サービス期間	サイバープロテクターの保険期間中に利用可能 ※利用可能期間中の利用回数制限はありません。
④利用可能時間	24時間365日

ご活用イメージ

お客様

会社のPCが突然変な画面に切り替わった。何かを要求しているようだが、どうしたらいいか？

送ったはずのないメールが取引先に複数送信されている。どのように対応すればいいか？

会社のPCで、突然インターネットに接続できなくなってしまった！どのように対処すればいいか？

コールセンター

ウイルス感染である場合、リモートにてウイルス駆除を行います。

初動対応のアドバイスをを行います。

状況のヒアリングをさせていただき、どのように対処すべきかアドバイスいたします。

上記は例示であり、コールセンターでのご支援内容や発生しているトラブルの事象や状況によって変わります。まずはお気軽にお電話ください。

＜留意事項＞

- このサービスは、アドバイスや簡易的な処置を提供するものであり、お客さまに生じたサイバーセキュリティ関連のトラブルを根本的に解決することをお約束するものではありません。
- リモートでのウイルス駆除などは、貴社のネットワーク環境に接続することに同意のあった場合に限り提供します。貴社の指示・同意に基づいて、遠隔操作にて貴社のネットワーク環境上のマルウェアその他の不正なプログラムを駆除する場合があります。
- PCの操作等で発生する通信料は貴社負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- このサービスは、サイバープロテクターに関する事故報告や保険金請求に関する窓口ではありません。
- このサービスの結果に起因して発生した事象について、当社および提携会社は一切責任を負いません。
- このサービスは当社および日本PCサービス株式会社により提供するものです。このコールセンターにご相談いただいた内容・情報についてはこの保険のご契約時に同意していただく「重要事項説明書」に規定しています情報の取扱いに準じて取り扱います。
- サービス開始日は保険契約始期日となります。
- ご相談をいただく際、証券番号や保険契約者名、ご住所等、お客さま情報を確認させていただきますので、あらかじめ加入者証等をお手元に準備の上、お電話ください。

●サイバー事故発生時のサービス

このサービスは、保険の付帯サービスではありません。

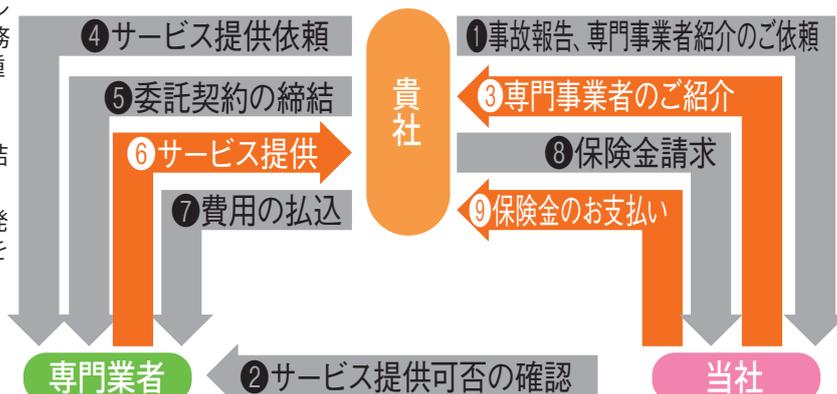
専門事業者の紹介と手配→事故解決に必要なフォレンジック調査会社、法律事務所、コールセンター等の各種専門事業者の選定をサポートします。

情報技術面のサポート→専門事業者が実施した調査結果の検証や説明を行います。

再発防止のアドバイス→専門事業者と連携のうえ、再発防止策を検討し、アドバイスをいたします。

プロテクト費用保険金の対象となる費用（注）につきましては、当社から保険金としてお支払いします。

（注）あらかじめ当社の承認を得て支出した費用に限ります。



支払限度額・免責金額および保険料

- 支払限度額・・・・・・・・保険金をお支払いする限度額をいいます。1回の事故（賠償は1請求）につき賠償損害、費用損害あわせて **3,000万円** がお支払いの限度額となります。また、この限度額は1年間通算のお支払限度額ともなります。
※別途、証券総支払限度額（本保険制度のすべての被保険者に対して支払う保険金合計の限度額）を設定させていただいております。
- 免責金額・・・・・・・・保険金としてお支払いする1事故（賠償は1請求）ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額を（自己負担額）
いいます。本保険は免責金額はありません。
- 保険料・・・・・・・・売上高（注）により以下の通り異なります。
（注）売上高は「把握可能な最近の会計年度（1年間）の記名被保険者の**全ての業務の売上高**」とします。サイバー保険制度は事業者単位でご加入いただく必要があります、事業の一部のみの引受けはできません。

	売上高				
	1億円未満	1億円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上 7億円未満	7億円以上 10億円未満
年間保険料	27,060	60,600	73,600	82,250	95,230

※売上高10億円以上は別途照会いただき、見積ります。
※お支払対象となる事故が発生した被保険者は翌年度から3年間、保険料が30%割増となります。

なお、ご加入にあたっては、次の事項について記載いただいた同封の保険加入依頼票をご提出いただきます。

①保険料算出の基礎	貴社の把握可能な最近の会計年度（1年間）における売上高 ■新規設立で最近の会計年度（1年間）の売上高等が把握できない場合は、事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高の総額を記入してください。 ■保険料確定特約（専門事業者用）の規定に基づく確定保険料での引受となるため、直近の会計年度の決算書類等、保険料算出の基礎が確認できる資料を添付ください。
②過去の事故について	現時点から起算して過去3年間において、この保険の対象となる事由が発生していますか。またはその発生が予想される状況にありますか？

保険金をお支払いする主な場合（保険適用地域は日本国内となります。）

賠償損害

次のいずれかの事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

対象となる事故

①他人の情報の漏えいまたはそのおそれ

次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ

- ア. 記名被保険者が自らの業務遂行（注1）の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報（注2）
- イ. 記名被保険者が自らの業務遂行（注1）の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報（注3）

②コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等

上記①を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由

- ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害
- イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊
- ウ. 他人の人格権侵害
- エ. 他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信（注4）によって生じた侵害に限ります。
- オ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失

（注1）業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者へ派遣された労働者による業務遂行を含みます。

（注2）所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。

（注3）管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。

（注4）表示または配信には、記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを含みません。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

費用損害

次のいずれかに該当する情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者がブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置（注）を講じることによって被る損害に対して、プロテクト費用保険金をお支払いします。

対象となる事故(情報セキュリティ事故)

- ① 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等
- ③ ①および②を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃

（注）措置は、記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、引受保険会社が事故の通知（遅滞なく書面によりご通知いただきます。）を受領した日の翌日から起算して一定期間（180日間）が経過するまでに実際に講じられた処置に限ります。

お支払いの対象となる損害

賠償損害

損害の種類	内容
ア. 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、料料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金(類似するものを含みます。)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
イ. 争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。)によって生じた費用(被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。)で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したものの。
ウ. 権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。)をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続に必要かつ有益であると引受保険会社が認めた費用。
エ. 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用。
オ. 訴訟対応費用	日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用(通常要する費用に限りません。)であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用。 ①被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 ②被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ③訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 ⑤意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥増設したコピー機の賃借費用

○賠償損害に関する保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○賠償損害に関わる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

○適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

費用損害

損害の種類	内容
ア. 事故対応費用	情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用を含みます。) ①電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成代および封筒代を含みます。) ②通信業務のコールセンター会社への委託費用 ③事故対応により生じる被保険者の使用人等の超過勤務手当または臨時雇用費用 ④事故対応により生じる被保険者の役員または使用人等の交通費または宿泊費 ⑤被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用 ⑥ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用
イ. 事故原因・被害範囲調査費用	情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りません。
ウ. 広告宣伝活動費用	情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要する費用。ただし、次のいずれかに該当するものに要する費用に限りません。 ①情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等 ②情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告
エ. 法律相談費用	情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。
オ. コンサルティング費用	情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りません。
カ. 見舞金・見舞品購入費用	情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品(注1)の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額(注2)は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りません。 ①被害者が法人の場合1法人につき50,000円 ②被害者が個人の場合1名につき1,000円
キ. コンピュータシステム等復旧費用	情報セキュリティ事故によって、コンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。)または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊(暗号化等の使用不能を含みます。)が発生した場合に要する次のいずれかに該当する費用(注1)をいいます。ただし、記名被保険者が所有または使用するコンピュータシステムまたは電子情報に関する費用であって、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りません。 ①コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる復旧費用または再稼動するための点検・調整費用もしくは試運転費用 ②損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(注2)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(注3)および撤去費用 ③消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用 (注1)費用には、マルウェア駆除、コンピュータシステムの初期化等に要する費用を含みます。 (注2)代替物の賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を含みません。 (注3)仮設物の設置費用には、付随する土地の賃借費用を含みます。

○費用損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○一部の費用損害に関わる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

○適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

<専門事業者賠償責任保険普通保険約款で保険金をお支払いしない主な場合>

◆次のいずれかの事由に起因する損害

○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(注)、労働争議または騒擾(じょう)

○地震、噴火、洪水または津波 等

(注)暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

◆次のいずれかの事由または行為によって生じた事故に起因する損害

○被保険者の犯罪行為(過失犯を含みません。)

○被保険者の故意または重過失による法令違反

○被保険者が他人に損失を与えることを認識(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)しながら行った行為 等

◆次のいずれかの損害賠償請求がなされたことによる損害

○他の被保険者からなされた損害賠償請求

○この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求

○この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求

○身体障害に対する損害賠償請求(精神的苦痛は含みません。)

○被保険者による誹謗または中傷による名誉毀(き)損または人格権侵害に対する損害賠償請求

○財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)に対する損害賠償請求

○特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求。ただし、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信によって生じた意匠権、商標権、著作権またはドメイン名の侵害には適用されません。 等

<サイバーセキュリティ特約で保険金をお支払いしない主な場合>

◆次のいずれかに該当する損害

○この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)場合の、その事故に起因する損害 等

○この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)場合の、その事故に起因する損害 等

◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

○被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い

○国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます。)

○被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為 等

◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

○被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任

○被保険者が支出したと否とを問わず、違約金

○採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為

○株主代表訴訟

○企業その他組織の信用毀(き)損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害

○被保険者が支出したと否とを問わず、業務の履行の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。)

○業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用 等

◆保険金を支払うことにより、引受保険会社が次のいずれかによる制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合

○国際連合の決議

○欧州連合、日本国、英国または米国の貿易または経済に関する制裁、法令または規則

○その他これらに類似の法令または規則

◆コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

○販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤

○履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます。)。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。

○被保険者が上記に規定する履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます。)を避けることを目的として行った不完全履行(履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)

○業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製

作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。

○人工衛星(人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。)の損壊または故障

○被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為
ア. 業務の対価(販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。)の見積もりまたは返還

イ. 業務の対価の過大請求

ウ. 業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更

エ. 業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝

○商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。

○記名被保険者が金融機関等(注)に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為

ア. コンピュータシステムにおける資金(電子マネー、その他これらに類似のものを含みます。)の移動

イ. 預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引

○暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。)の取引

○記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害

○記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害

ア. 電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者

イ. ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者

ウ. 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者

エ. 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者 等

(注)金融機関等とは、銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業、保険業、資金移動業等を営む者をいい、決済代行会社(割賦販売法(昭和36年法律第159号)に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。)、金融商品取引所(暗号資産交換業を含みます。)

または信用保証協会を含みます。)

◆コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。 等

(注)他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません。

◆他人の著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の侵害について、次の事由

○被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかに関わらず、著作権、意匠権、商標権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料 等

◆直接であると間接であるとを問わず、戦争等(注)に起因する損害

(注)戦争等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(宣戦布告の有無を問いません。)

②上記①の過程または直接的な準備として行われた国家間と型サイバー攻撃③国家間と型サイバー攻撃のうち、被害国家における次のいずれかに重大な影響を及ぼすもの。

ア. 重要インフラサービスの利用、提供または完全性

イ. 安全保障または防衛

<プロテクト費用補償特約で保険金をお支払いしない主な場合>

◆被保険者が直接負担したと否とを問わず、次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害

○この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料

○金利等資金調達に関する費用

○記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。

○記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用

○正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要する費用

○法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用(注1)

○被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

○サイバー攻撃が金銭等(注2)の要求を伴う場合において、その金銭等(注2)

○被保険者に生じた喪失利益

○税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金 等

(注1)弁護士に委任することにより生じる費用には、弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要する費用を含みます。

(注2)金銭等には、電子マネー、暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。)、その他これらに類似のものを含みます。

2024年4月1日以降始期契約用

サイバープロテクター^(注)

をご加入いただくお客様へ 重要事項のご説明

この書面ではサイバープロテクター^(注)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類に応じた特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

(注)「サイバープロテクター」は、サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険のペットネームです。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
専門事業者賠償責任保険	専門事業者賠償責任保険普通保険約款
	+サイバーセキュリティ特約(自動セット)
	保険料確定特約(専門事業者用)(自動セット)
	プロテクト費用補償特約(自動セット)
	保険証券総支払限度額設定特約(自動セット)
	コンピュータシステム等復旧費用補償特約(自動セット)
	サイバー攻撃補償特約(ベーシックプラン用)(自動セット)

(2) 保険期間および補償の開始・終了時期

① 保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

② 補償の開始

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

③ 補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(3) 支払限度額等

パンフレットをご参照ください。

2. 引受条件等

(1) 補償内容

① 被保険者

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
専門事業者賠償責任保険	①加入申込票 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方(記名被保険者) ②記名被保険者の役員(会社法上の取締役、執行役員および監査役ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含む。)

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

② 保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(全溶連団体サイバー保険制度。以下「パンフレット」といいます。)の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③ お支払いの対象となる損害

パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客様が実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

(2) 保険料の払込方法

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。**注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返れい金」**をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載してありますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）

このご契約は、一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。クーリングオフの詳細につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

2. 告知義務・通知義務等

（1）ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票の記載上の注意事項）

特にご注意ください

- ① 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ② 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

（2）ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

- ① ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
○ 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
○ ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合
- ② ご加入後、次の事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
◇ 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
◇ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 保険期間および補償の開始・終了時期

（1）保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

（2）補償の開始

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。

（3）補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（2）重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、パンフレット記載の方法により払い込んでください。パンフレット記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

■ ご加入の脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■ 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

パンフレットをご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

代理店・扱者 セーフティ・マネージメント・サービス株式会社
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13
TEL: 03-3436-0233 FAX: 03-3459-1710

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】

- ・受付時間[平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク
0120-632-277（無料）
チャットサポートアドの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24時間365日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター」
事故は いち早く

0120-258-189（無料）

その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受幹事保険会社までお問合わせください。

1. お申込み時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) 加入資格者の範囲

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、右に該当する場合となります。申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

◇申込人	一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会の会員および賛助会員に限ります。
◇記名被保険者	一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会の会員および賛助会員に限ります。

(2) 被保険者(保険契約により補償を受けられる方)の範囲

① 記名被保険者

② 記名被保険者の役員(会社法上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。)。ただし、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者となります。

※上記①および②について、追加記名被保険者特約をセットする場合は、追加された記名被保険者およびその役員も含みます。

※利益損害補償特約および資金損害補償特約における被保険者は上記①のみです。

(3) 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(4) 保険料払込みに関する事項

保険料の払込方法は、その全額を払い込む一時払となります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(5) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

(6) 保険料の算出基礎数値の確認について

この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

○ご加入の際には、保険料を算出(確定)するために必要な資料を引受幹事保険会社にご提出いただきます。

○新設法人等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績がない場合は、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。

2. お申込み後にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。(※8月中旬発送予定)

(2) 約款等の確認依頼について

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。

詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受幹事保険会社までお問合わせください。

3. その他ご注意いただきたいこと

<保険会社破綻時等の取扱い>

○損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

○また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

② 提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む) 保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

○事故情報を全溶連事務局に提供する可能性がございます。

ご加入(お申込み)方法は…(※振込手数料はご加入者様のご負担となります) 締切日までにお手続きください。

- ① 添付の加入申込票に必要事項を記入・押印してください(ご住所は都道府県名もご記入ください)
- ② 保険料を振替用紙で振込口座へお支払いください。(添付振替用紙をご利用ください。なお、振替手数料は貴社負担となります。)
- ③ 振替用紙の半券(「振込票兼受領証」にゆうちょ銀行の領収印のあるもの)を加入申込票の貼付欄に貼付したうえで、加入申込票を下記へFAXしてください。
なお、郵便による場合は、加入申込票のコピーをお送りください。(締切日必着)
- ④ FAXまたは、郵送後に手元に残った加入申込票は、加入者「控え」となりますので大切に保管してください。
(ご注意)

10万円を超える現金での保険料振込の場合、法人の本人確認書類が必要となります。ゆうちょ銀行以外の他の金融機関からの振込も出来ます。他の金融機関からの振込の場合、振込が確認出来る資料を加入申込票とあわせてFAX 願います。

※締切日の翌日以後にお申込みいただく場合は、下記みずほ銀行の振込口座までお振込みください。

振込
口座

銀行名 ゆうちょ銀行
店番 019
預金種目 当座 □口座番号 0466618
名義 一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会

FAX
送付先

(事務代行)
一般社団法人
全国高圧ガス溶材組合連合会
FAX 03-5577-5062
〒101-0036
東京都千代田区神田北乗物町 12(大竹ビル)

銀行名 みずほ銀行
店名 神田駅前支店
預金種目 普通 □口座番号 2227480
名義 一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会
シャ) ゼンコクコウアツガスヨウザイクミアイレンゴウカイ

万一の事故のときのお手続について

(1) 損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況(事故あるいは情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを含みます。)を知った場合には、代理店・扱者または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- ① 損害賠償請求を最初に知った時の状況
- ② 申し立てられている行為
- ③ 原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189 (無料)へ

事故は いち早く

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 (注) (注) 損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知ったときの状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、被害者に対する通知書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部(個人)事項証明書
① 損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
② 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	権利移転証(兼)念書
③ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	支出された争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書

<プロジェクト費用保険金について>

保険金のご請求に必要な書類
①費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類
②費用に関する領収書等、被保険者の費用の支出を証明する書類

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

示談交渉は必ず引受幹事保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いますが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受幹事保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

全溶連 サイバー保険 事故内容報告書

セーフティ・マネージメント・サービス株式会社 行

FAX:03-3459-1710

次の通り報告いたします。

年 月 日

本事故の
ご連絡先

(ご氏名)

(ご所属・役職)

(連絡先)

TEL - -

FAX - -

証券番号		明細番号		貴社名	
事故日	日 時	年 月 日 午前・午後 時頃			
発生場所	場 所				
被害内容					
事故の 発生状況					

●この保険についてのご照会先●

○一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会……………TEL03-5296-0430
FAX03-5577-5062

<代理店・扱者>

○セーフティ・マネージメント・サービス株式会社……………TEL03-3436-0233
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 担当:小林 FAX03-3459-1710

<引受幹事保険会社>

○三井住友海上火災保険株式会社……………TEL03-3259-3137
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 FAX03-3292-6874
総合営業第三部第二課

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社（幹事）